

第1章 川口市住生活基本計画策定にあたって

1. 川口市住生活基本計画*策定の背景と目的

(1) 背景

① 川口市の住宅施策

本市は、1994年（平成6年）に「川口市住宅供給計画」を策定して以来、各種計画の策定や、住宅に関する各種調査の実施など、社会情勢を踏まえた施策を推進してきました。2001年（平成13年）には「川口市住宅マスタープラン」を策定し、“人・みどり生き生き 多彩な住まいと住環境のあるまち 川口”を基本理念に掲げ、住宅政策の推進に取り組んできました。

この間、マンションの増加や新駅周辺等で住宅開発が進むなど、本市の住宅を取り巻く環境は転換を迎え、また、良質な住宅の確保、高齢社会に対応した居住支援、空家等対策など、課題は多様化・複雑化しています。

さらに、高い確率で起きると予測されている首都直下地震、頻発化・激甚化する台風や、いわゆるゲリラ豪雨等による災害のリスクは高まっており、住宅政策に求められる役割は今まで以上に大きくなっています。

② 社会情勢

本市の人口は2035年（令和17年）まで緩やかに増加すると見込まれており、近年の外国人住民*の増加も鑑みると、本市においては当面は新規の住宅需要があると考えられます。しかし、全国的には少子高齢化や人口減少が進んでおり、住宅ストック*を維持していくための住宅施策の推進が重要になっています。

少子高齢化の進展や、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、今まで以上に高齢者にやさしい住まいの確保や居住環境の形成が求められています。さらに、夫婦共働きで子育てをする世帯が増加するなど、働き方の変化も居住スタイルに影響を及ぼしています。

③ 国の動向

国は、2016年（平成28年）3月に「住生活基本法*」に基づき「住生活基本計画（全国計画）*」を策定しました。この計画では、結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯*や高齢者世帯が安心して暮らすことができる居住環境の実現や、高齢者・障害者など住宅確保要配慮者*の居住の安定の確保が重視されています。また、既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック*活用型市場への転換も目指しています。

2017年（平成29年）10月には「改正住宅セーフティネット法*」が施行され、住宅確保要配慮者*の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間住宅を活用した「新たな住宅セーフティネット制度*」が本格的に始まりました。

④ 埼玉県の動向

埼玉県は、2017年（平成29年）3月に「埼玉県住生活基本計画*」を策定しました。この計画は、“多様な住まいと住まい方の実現”を基本方針とし、① 県民の暮らしの安心と安全を支える住まいづくり、② 子どもを生き育てやすい住環境づくり、③ 人と環境に配慮した住まいづくり、④ 地域の活性化を図る住環境づくり、⑤ 誰もが利用できる広報による情報発信、という5つの目標を掲げ、埼玉県の住宅政策の基本的方向を定めています。

(2) 計画策定の目的

本計画は、市の住宅政策の基本的方向を定め、本市の特性や市民のニーズに応じた具体的な施策の展開を、総合的・体系的に示すものです。

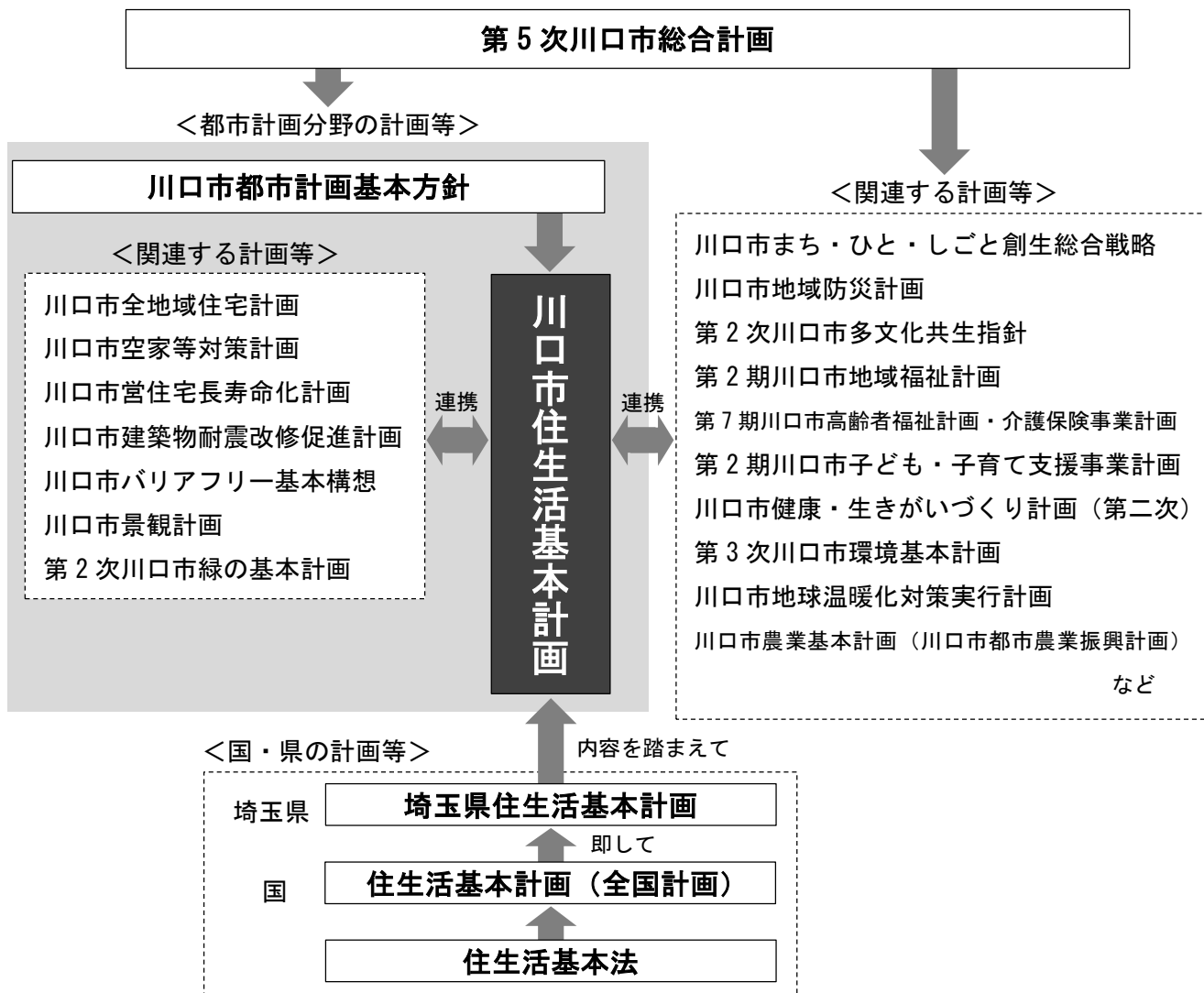
また、計画の実現に向け、市民や民間事業者等と協力しながら施策を推進するための方針も示しています。

2. 計画の位置付け

本計画は、良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、居住の安定の確保など、「住生活基本法*」に掲げられた基本理念を実現するため国が策定した「住生活基本計画（全国計画）*」に即して埼玉県が策定した「埼玉県住生活基本計画*」の内容を踏まえて、地域特性などに配慮しつつ策定した、本市の住宅政策に関する基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「第5次川口市総合計画*」のビジョンの実現に向け、都市計画分野の基本的な指針である「川口市都市計画基本方針*」と整合を図りつつ推進する、住宅分野の個別計画です。

住宅政策は、防災・福祉・環境など、様々な他分野と連携して取り組むことで、より効果的な施策展開が期待できます。また、「川口市空家等対策計画*」、「川口市景観計画*」など、都市計画分野の計画等とも連携し、相互に補完・補強し合うことにより、計画の更なる推進を目指します。



3. 計画期間

本計画は、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間を計画期間とします。

なお、今後の社会・経済情勢や本市の財政事情の変化、国および埼玉県の住宅政策の動向等に対応しつつ、必要に応じて見直しを実施します。